



Title	ビルの衛生的管理について
Author(s)	小原, 淳男
Citation	makoto. 1977, 19, p. 4-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86180
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ビルの衛生的管理について

大阪府衛生部環境衛生課長

小原 淳 男

(一) ビル衛生管理の必要性

我国における人口の都市集中はまことに著しいが、同時に都市及び周辺の建築物の数は急激な増加を示し、更に限られた土地の有効利用に基づくビルの高層化、巨大化が目立っている。戦後のビル建築の趨勢を見ると、当初はビルの絶体数の不足から量的な確保に重点が置かれていたが、除々に外観と内装や機能面にも配慮がなされるようになってきた。しかしビルを使用利用する人々の健康保持のための配慮となると現在もお万全とはいえない。これには法的な規制の強化は勿論のことビルの設置者及び設計者等の衛生設備面に対する今一層の理解と真剣な取組みが必要であり、それがビルの衛生的環境の確保に当る管理技術者の努力が最大限に生かされるための前提条件でもある。

(二) ビル衛生管理面の維持管理

が適切でないとき……

ビルの衛生管理面の維持管理が適切でないとうなるか、ということであるが、空気環境の人工的調節が適切でない場合にはいわゆる冷房病とか消化器系疾患、呼吸器系感染症などの健康障害をもたらすことが多い。また給排水設備の維持管理が不十分である場合には飲料水の汚染とか蚊の発生や悪臭が生ずる。さらに清掃、ゴミ処理が不十分であるときは浮遊粉じんの増加、ねずみやゴキブリ、ダニなどのいわゆる衛生害虫の発生の要因ともなる。

(三) 実害は語る

ビルの衛生管理上の維持管理が適正を欠くと人体に種々の障害が生ずることは先に述べたがビルの内部環境の人体に与える影響として次のような具体的な調査報告例がある。

国立公衆衛生院（厚生省付属機関）が都内某銀行の従業員118

名を対象にして銀行における冷房の人体影響について調査をした結果によると、女子のうち90%、男子のうち60%が何らかの冷房障害を訴えていた。ことに月経障害は女子の50%にも達していたということである。また

維持管理というよりも給水設備、配管系統などに問題があると考えられるが、ややもすれば、ビルの表面的なデラックス化により、衛生設備面の節減となつて現れると考えられ、改善されなければならぬ事項である。その他ねずみや衛生害虫などについては、殆どのビルにおいて生息しており、特にねずみの害については衛生面は無論のことビルの設備器具等に被害を与える実例が多い。

(四) ビル管理法の誕生

先に申しあげたように、ビルを使用、利用する人々の健康保持のための配慮が薄いことの理由として、建築費そのものの高騰やビルのデラックス化が衛生設備費へのしわよせとなつてあらわれていることが多いが、ビルの環境衛生上の維持管理に関する一般的な法律規制を欠いていたことにも問題があつたと思う。昭和45年4月14日「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」が制定公布された。従来建築物における衛生的規制としては、映画館や劇場に対する「興行場法」、ホテルや旅館に対する「旅館業法」、学校の衛生状況を確保するための「学校保健法」などに

より個別的に規制が行われていたが、ビル管理法ではこれらの種類の建築物を総括する形で規制をしている一般法であるところに意義があるといえよう。そしてこの法律ができる決め手となったのは、当時の公害審議会（現在の生活環境審議会）による厚生大臣に対する次の答申である。

即ち『より近代的であるはこのこれらの建築物がその環境衛生の維持向上について十分な考慮を払って建築されておらず、その後の維持管理などについても、不十分な点がきわめて多く、よりデラックス化するための経済的制約から環境衛生部門について無視し、経費削減のしわよせを受けている。……』

このため管理基準を策定し、統一的に規制することにより建築物全体について環境衛生上良好な状態を維持しようとするものでありビル内勤務者の健康管理について十二分な体制により業務がスムーズに行なわれるよう関係者は特段の注意を払う必要があると思う。

